

# 新型コロナウイルスの影響を受ける小規模事業者を支援します！

## 土佐町 新型コロナウイルス感染症拡大にかかる 小規模事業者 **休業等協力金**

土佐町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、飲食店及び宿泊業の営業を休業したり、営業短縮に取り組む町内の小規模事業者に対して、協力金を支給します。

### 対象者

下記の1、2のいずれにも該当する小規模事業者  
ただし、県が実施する「休業等要請協力金」の受給対象者については、この協力金の対象外となります。

※「高知県休業等要請協力金」については裏面でご確認ください。

1 申請日時点で、町内で1年以上継続して営業している下記の小規模事業者

・宿泊業      ・飲食店

2 令和2年5月1日から令和2年5月6日の間、  
営業を休業もしくは営業時間を短縮し、新型コロナウイルス感染症  
拡大防止のための取り組みを実施する小規模事業者

### 協力金額

1事業者 10万円

### 提出書類

- ①協力金交付申請書(様式第1号)
- ②協力金精算払請求書(様式第3号)
- ③休業していることがわかる資料  
(店舗等の休業等を通知しているホームページ等を印刷したものまたは店舗に貼付している休業のお知らせチラシ等)

## 土佐町 新型コロナウイルス感染症拡大にかかる 小規模事業者 **緊急支援金**

土佐町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上高が減少し、企業活動に支障が生じている町内の小規模事業者に対し、企業活動の維持又は継続のための緊急支援金を支給します。※左記の協力金受給者も対象となります。

### 対象者

下記の1、2のいずれにも該当する小規模事業者

ただし、経済産業省が実施する「持続化給付金」の受給対象者はこの支援金の対象外となります。

※「持続化給付金」については裏面でご確認ください。

- 1 申請日時点で、町内で1年以上継続して営業している小規模事業者
- 2 新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として1か月(令和2年3月から令和2年5月までの任意の月)の売上高が前年の同月と比較して20%以上減少している小規模事業者

### 支援金額

1か月(令和2年3月から令和2年5月までの任意の月)の売上高と前年の同月と比較した差額の1/2の額。算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

上限額 1事業者 80万円

### 提出書類

- ①支援金交付申請書(様式第1号)
- ②支援金精算払請求書(様式第3号)
- ③令和元年の確定申告書類の控え等の写しまたは令和元年の売上高のわかる帳簿等
- ④減収月の売上高等がわかる帳簿等の写し

### 【書類提出の方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則として提出書類は郵送で右記の提出先まで送付してください。

やむを得ず、直接提出先にご持参いただく場合には、咳エチケットや手洗いの徹底など、各自における感染予防対策をお願いします。

### 【休業等協力金及び緊急支援金の提出期限】

**令和2年6月30日(火)**

### 【書類の提出先】

土佐地区商工会会員の方  
土佐地区商工会(〒781-3521 土佐町田井1450番地)

土佐地区商工会会員以外の方  
土佐町役場 企画推進課(〒781-3492 土佐町土居194番地)

### 【お問合せ先】

土佐地区商工会

☎82-0086

土佐町役場 企画推進課

☎82-2450

# 国(経済産業省)及び高知県が実施する給付金(協力金)についてのご案内

## 持続化給付金(国)

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

### 給付額

法人 200万円、個人事業主 100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

### 【売上減少分の計算方法】

前年の総売上(事業収入) - (前年の同月比▲50%月の売上 × 12か月)

### 支給対象

◇新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している者。

◇中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。

### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

☎0570-783183(平日・休日 9:00~17:00)

## 休業等要請協力金(高知県)

「高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等」に基づき、休業や営業時間の短縮要請にご協力いただいた事業者に対し、高知県独自の協力金を支給します。

### 対象事業者

休業等を要請する期間中(令和2年4月24日から5月6日まで)にご協力いただいた事業者

### 休業要請

- ・接待を伴う飲食店  
キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等
- ・施設内で大声を発するなど、飛沫感染の恐れが高い施設  
カラオケボックス、ライブハウス

### 営業時間短縮の協力要請

午後8時から翌午前5時は休業(併せて、午後7時以降の酒類の提供を休止)

- ・料理店、居酒屋などの飲食店
- ・旅館、ホテル(施設内の宴会場など飲食提供の場に限る)

### 給付額

1事業者 30万円

### 問い合わせ窓口:協力金相談窓口

☎088-823-9063

(当面の間、土日、祝日も受付)